

# 課徴金制度に係る討議資料

(課徴金制度等に関するその他論点)

平成 19 年 11 月 8 日  
金融庁

## (課徴金制度等に関するその他の論点)

これまで課徴金制度について、その位置付けや対象範囲、金額水準について討議を行ってきた。

本討議資料3においては、課徴金制度等に関するその他の論点について検討を加えることとしたい。

### I 課徴金制度に関するその他の論点

#### 1. 違反行為に対し課徴金を課さない場合を設けることについて

現行、金融商品取引法上の課徴金制度においては、違反行為に対して「内閣総理大臣(金融庁)は課徴金を納付することを命じなければならない」とされており、課徴金納付命令を発するか否かについて行政庁に裁量がない。

この点、独占禁止法上の課徴金制度についても、同様に、課徴金納付命令を発するか否かについて行政庁に裁量がない。(参考資料 10 ページ)

他方、公認会計士法上の課徴金制度については、違反行為に対して課徴金納付命令を行うことを原則としつつ、一定の場合(参考資料5ページ)に課徴金の納付を「命じないことができる」とされている。

i) 違反行為に対し、例外なく課徴金の賦課がなされる枠組みの下では、行政の目的と手段が必ずしも比例していない事例も生じるのではないかと、との考え方があり得るが、どのように考えるか。

一方、

ii) 仮に課徴金納付命令について、行政庁の裁量を認めた場合、違反行為の認定に加えて裁量の範囲内の判断が必要となり、制度の迅速性・効率性が阻害されることとならないか、

iii) その結果、行政庁の措置として課徴金制度を導入した趣旨・目的が没却されることとならないか、

iv) 裁量の範囲があまりに拡大した場合、その範囲内のどの水準を実際に賦課するか判断基準は、「非難可能性」「責任の重さ」などに求めざるを得なくなり、「刑事罰との二重処罰」とされる可能性が高くなるのではないかと、

との考え方もあり得るが、どのように考えるか。

仮に、一定の裁量を認める場合、不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目して、これに対する制裁として課徴金を課すものではないことを担保する等の観点から、どういう場合に課徴金を課さないかを明定する必要があると考えられるが、課徴金を課さない場合として具体的にどのような場合が考えられるか。

## 2. 課徴金の加算等

現行、金融商品取引法の課徴金制度においては、違反の態様等にかかわらず金額水準は、一定の算定方法により算出される額となっている。

この点、例えば、独占禁止法の課徴金制度においては、

- ① 過去10年に同様の違反行為を行っている場合には、課徴金の金額を加重する制度、
- ② 違反行為について単独で公正取引委員会に申告を行った場合には、その順番に応じて、課徴金の金額が減免される制度や早期離脱を行った場合には、課徴金の金額が減免される制度、

などが措置されている(参考資料 10 ページ)。

- i) 金融商品取引法上の課徴金制度につき、繰返し違反行為を行う者に対しては、より強い抑止が必要と考えられることから、課徴金の金額を加算するべきではないか、との考え方があり得るが、どのように考えるか。
- ii) また、違反行為の何らかの態様を基準に課徴金を減免する、との考え方があり得るがどのように考えるか。

一方、

- iii) このような追加的な要素を判断する際には、違反行為そのものとは別途の認定が必要となることから、制度の機動性・効率性等に影響があるのではないか、金融商品取引法上の課徴金制度においてこれらの加算制度を導入することのメリットが、そのコストに見合うか、との指摘があり得るが、どのように考えるか。
- iv) また、ii) については、独占禁止法上の違反行為は、それに関与する者の離脱を促す動機付けを与えることにより、違反行為の発見や早期の停止という行政目的の達成が可能となる点において、金融商品取引法上の違反行為とは性質が異なるのではないか、との指摘があり得るがどのように考えるか。

## 3. 調整規定

現行、課徴金と刑事罰が併科される場合を念頭に、一定の調整規定が法令上設けられている。(参考資料1ページ)

- ① インサイダー取引、風説の流布・偽計、相場操縦といった不公正取引については、これらの違反行為により得た財産等が刑事罰の適用に際して没収・追徴されることとなる。課徴金と刑事罰がこれらの違反行為に対して併科される場合、没収・追徴額相当額を課徴金から控除することとされている。
- ② 継続開示書類への虚偽記載については、課徴金と刑事罰が併科される場合、罰金額相当額を課徴金から控除することとされている。
- ③ 発行開示書類への虚偽記載については、調整規定は存在しない。

独占禁止法上の課徴金については、刑事罰との併科がなされる場合、罰金額の2分の1相当額を課徴金から控除することとされている。

この点、独占禁止法基本問題懇談会報告書においては、「課徴金と刑事罰は違反行為を防止するという機能面で共通する部分があることから立法政策上の判断として設けられた規定である」との趣旨が示された上で、「行政上の目的を達成するために課される違反金と反社会的行為に対する道義的非難である刑事罰は趣旨・目的が異なり、独立した制度であることから、両者の金額調整は必ずしも必要でないと考えられる。」との方向性が提言され、同時に「違反金と刑事罰の金額調整はなくすべきとする見解、刑事罰金額の全額を違反金額から控除すべきとする見解があった」ことが紹介されている。(参考資料2ページ)

金融商品取引法における課徴金と刑事罰の調整規定の要否についてどのように考えるか。

#### 4. 除斥期間

課徴金の対象とされている違反行為であっても、当該違反行為が行われた日から3年を経過したときは、当局は審判手続開始の決定をすることができず、課徴金の賦課はなされない(除斥期間。参考資料 32 ページ)。

独占禁止法上の課徴金制度においても、除斥期間は3年とされており、この点、独占禁止法基本問題懇談会報告書においては、「国際比較の観点、抑止力確保の観点からは、(中略)除斥期間についても考慮すべきである」との提言がなされている。(参考資料2ページ)

また、公認会計士法においては、公認会計士、監査法人の虚偽証明が課徴金の対象とされており、その除斥期間は7年となっている。

金融商品取引法上の課徴金に係る3年との除斥期間について、どのように考えるか。

## 5. 審判手続

(1) 金融商品取引法上の課徴金納付命令事案については、過去いずれも被審人が違反行為を認めたことから、これまで実際に審判期日が開かれたことはないが、金融商品取引法上の審判手続の基本的枠組みについて、検討すべき点はあるか。

(注) 他法令における審判手続には、審判手続と裁判手続との調整に関して、①審決の取消訴訟を高等裁判所の専属管轄とする審級省略、及び②取消訴訟について原処分庁の認定した事実がそれを支持する証拠との間に合理的な関連があるときは、その認定が裁判所を拘束するという実質的証拠法則、等が規定されているものもあるが、審判手続の位置付け、具体的内容は区々であり、単純な比較は困難であることに留意が必要。(参考資料3ページ)

(2) 審判手続については、その効率性等を考慮した場合、以下の技術的論点が想定されるが、どのように考えるか。

i) 利害関係人は、審判手続開始決定後、事件記録の閲覧・謄写等を当局に求めることができることとされている(金融商品取引法 185 条の 13)。

この点、閲覧・謄写を行う事件記録の範囲について、当該利害関係人の法的利害関係の有りに応じて、被審人のプライバシー、競争上の地位等を踏まえた制限を付することが可能であることについて、さらなる法令上の規定の明確化が必要ではないか、との考え方があるが、どのように考えるか。

ii) 審判官から審判期日に出頭して、意見を陳述することを求められた鑑定人が、出頭しなかった場合に関連して、罰則規定が「鑑定命令に違反して鑑定人が鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をしたとき」とされていることを踏まえると、さらなる法令上の規定の明確化が必要ではないか、との考え方があるが、どのように考えるか。

iii) 金融商品取引法上、審判手続開始決定や課徴金納付命令決定が行われた場合には、被審人に対する当該文書の送達が義務付けられている(金融商品取引法 179 条、185 条の7)。

一方、被審人の都合による居所等の移転により、その所在の把握が困難となる場合が想定される。このような場合を念頭に、送達事務の円滑化や審判手続制度の迅速・適正化の観点から、例えば、法令上、被審人に送達場所等の届出を求めることなどが考えられるが、どのように考えるか。

## II. その他の関連する論点

### ○ 当局による調査等の実効性を確保するための措置

金融商品取引法においては、開示書類の提出者や課徴金事案に係る事件関係人、それらの参考人等に対する当局の権限としては、報告徴収、立入検査権限が法定されているところである。(参考資料 31 ページ)

(注) 独占禁止法においては、事件について必要な調査をするため、事件関係人、その参考人等に出頭を命じて審尋することが、公正取引委員会に認められている。(参考資料 18 ページ)

金融商品取引に参加する際の組織形態が多様化する中、違反行為等の調査を行う際、提出されている報告書等に記載されている連絡先や登記上の所在地では、実際に違反行為に関する情報を知っている関係人と接触できないケースが生じると想定される。

また、違反行為の関係人が、調査を避けるために、頻繁に所在を変更し、当局の調査の実効性が低下する場合も想定される。

以上を踏まえると、開示書類の提出者や課徴金事案に係る事件関係人、それらの参考人等に対して、当局が出頭を命じられる枠組みを導入する、との考え方があり得るが、どのように考えるか。

一方、出頭命令は私人の権利を制限する措置であることから、その範囲や発動については慎重な検討が必要である、との考え方があり得るが、どのように考えるか。

上記の出頭命令のほか、当局による調査等の実効性を確保する方策として検討しておくべき措置はあるか。

その他、課徴金制度等について検討しておくべき事項はないか。

(以 上)